

大阪府スポーツ少年大会 促進・オープン事業要項

1 目 的

この要項は、大阪府スポーツ少年大会競技別交流大会開催基準要項第6項の第2号の規定に該当しない競技種目の団員について、将来交流大会が開催できるよう、地域の団組織の強化と団活動の促進を図ることを目的とする。

2 事業対象

当該年度に日本スポーツ少年団に登録された団員で、大阪府スポーツ少年大会競技別交流大会に参加できない単位団を対象とする。

ただし、大阪府スポーツ少年大会競技別交流大会開催基準要項第6項の第2号の規定のうち、1つを欠ける種目大会を促進事業大会とし、2つ以上欠ける種目大会をオープン事業大会、1単位団での大会については奨励事業大会とする。

3 事業実施期間

原則として4月1日～翌年2月末日

4 促進事業分担金の交付内示

大阪府スポーツ少年団は、その年度のスポーツ少年団登録団員の実績に応じて各競技専門部に對し促進事業開催分担金等の交付を内示する。

5 促進事業開催経費分担金の交付申請

- (1) 競技専門部毎に実行委員長を定め、促進事業分担金交付申請書(様式①)に事業計画書(様式②)、収支予算書(様式③)を添付のうえ大阪府スポーツ少年団本部長に提出しなければならない。
- (2) 前項の書類の提出は、原則として7月末日までとする。

6 事業報告書の提出

実行委員長は、事業終了後30日以内、またはその年度の3月1日のいずれか早い日までに事業完了報告書(様式④)に事業実施報告書(様式⑤)、収支決算書(様式⑥)を添付のうえ大阪府スポーツ少年団本部長へ提出しなければならない。

ただし、奨励事業大会については、事業完了報告書(様式④)及び事業実施報告書(様式⑤)を添付のうえ大阪府スポーツ少年団本部長へ提出しなければならない。

7 附則

本要項の2ただし書き及び6ただし書きは、平成26年度から実施する。

平成25年2月18日一部改訂

*大阪府スポーツ少年大会競技別交流大会開催基準要項(抜粋)

6 開催の基本方針

- (2) 大会で実施する競技は、日本スポーツ少年団に登録された単位団の活動競技種目で、原則として、次に掲げるすべての条件を満たす競技種目とする。
 - (ア) その競技種目を主活動とする単位団が3団以上であること。
 - (イ) 2以上の地区(地区とは、9地区に設置された地区スポーツ少年団連絡協議会をいう)の交流が図られるものであること。
 - (ウ) 参加人員が60人以上見込まれること。